

# 働きやすい職場「ひなたの極」推進事業（働きやすい職場「ひなたの極」認証企業 取組事例集作成業務）仕様書

## 1 委託事業の目的

本県労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済活動を行うには、若年者、女性、高齢者等、誰もが働きやすい職場づくりの推進が喫緊の課題となっている。このような中で、県では、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行い、特に優れた取組成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証する制度を平成30年に創設した。

本事業においては、働きやすい職場「ひなたの極」認証企業の取組や成果等をまとめた事例集を作成し、県内企業等に広く紹介することで、働きやすい職場づくりの促進を図る。

## 2 委託業務の範囲

### (1) 働きやすい職場「ひなたの極」認証企業 取組事例集の作成・発送

#### ア 全体のコンセプト

働きやすい職場「ひなたの極」の普及啓発に繋がるような事例集を作成する。

#### イ 配付先への発送

働きやすい職場「ひなたの極」認証企業、「仕事と生活の両立応援宣言」企業、関係機関等（配付先は1500件程度、リストはデータで提供）

#### ウ 掲載内容

以下の事項の掲載を原則とし、その他独自の企画を提案することも可能とする。

- ・ 「働き方改革のポイント」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた職場環境づくりが求められる背景」、「ワーク・ライフ・バランスとは」
- ・ 認証企業の「取り組むきっかけ」、「取組内容」、「成果」、「今後の取組」「代表者の声」、「従業員の声」
- ・ 「本認証制度の案内」「国・県が取り組む事業の案内」

#### エ 発行部数

事例集（A4サイズ、20ページ程度） 2,200部

#### オ その他

- ・ 掲載する認証企業は15社程度となる見込み。
- ・ 県ホームページに掲載するためのPDFファイルと印刷用データを作成、納品すること。
- ・ 作成物の著作権は、県に帰属するものとする。

## 3 委託事業に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

#### 4 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

#### 5 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、いささかも批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。